

鹿児島市立生見小学校 いじめ防止基本方針

学校教育目標

進んで学び心豊かでたくましい生見の子を育てる

いじめ防止目標

学校は、児童生徒一人一人が大切にされ、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校をつくらうとする子どもの育成を図る。

家庭・地域との連携

- ・PTA
- ・あいご会
- ・学校評議員会
- ・公民館、自治会
- ・民生委員
- ・スクールガード
- ・喜入幼稚園
- ・生見保育園
- ・喜入中学校

いじめ防止対策委員会

【目的】 いじめの防止（いじめ問題）をはじめ、不登校問題や児童の心の問題について共通理解を図り、その問題解決に向けた話し合いを行い、学校としての取組、関係機関との連携・協力を図る。

【活動内容】 年間計画の作成及び検証、いじめの相談・通報の窓口、情報収集と記録・共有、いじめへの対応等

【組織構成】 校長、教頭、生徒指導係、関係担任、養護教諭、その他必要に応じ関係者及び外部専門家

関係機関等との連携

- ・市教委
- ・喜入交番
- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）
- ・鹿児島市保健福祉課
- ・福祉事務所
- ・医療機関
- ・児童相談所

【教育活動の重点】

児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

【児童の主体的な活動】

児童がいじめを自分たちの問題と考え、主体的に話し合う機会を作る。

いじめの防止

【未然防止】 全教育活動を通して、道徳教育・心の教育の推進や体験的・実践的活動の推進、学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等、既存の取組を推進する。

【早期発見】 いじめに関する手引き等の活用の一層の徹底を図り、にこにこチェックや学校楽しいーと等のいじめアンケートにもとづく教育相談を定期的実施（年3回）し児童の小さなサインを見逃さない。

温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、相談しやすい環境を整える。

【対応】 いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。

被害児童を守り通すという姿勢で対応する。また、加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。更に、教職員の共通理解、保護者の協力関係機関や専門家との連携のもとで取り組む。

【生徒指導体制】

全職員で毎月1回子どもの様子について情報交換し、課題を共有し、全校態勢で共通実践する。

（心の教育の日）

【相談体制】

- ・家庭訪問（4月）
- ・個別面談
- ・教育相談日の設定

【職員研修の重点】

道徳教育の研修を通して、いじめ防止に関わる取組の一層の充実を図る。

いじめの早期発見

【教職員の取組】 「いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする」ことを共通認識し、定期的なアンケートや教育相談、日頃の児童の様子や日記、個人面談や家庭訪問等で収集した些細な情報であっても全教職員で共有する。相談しやすい雰囲気醸成する。保護者用のいじめチェックシートも活用する。

【児童の取組】 「傍観者は加害者と同じである。」ことを認識し、友だちの変化や問題に気付いたら、担任や親に知らせる。

【保護者の取組】 教職員同様、「いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする」ことを認識し、子どもとの関わりを通して、いじめを積極的に認知しようとする。

いじめに対する措置

【教職員の取組】 いじめ防止対策委員会を中心に組織で速やかに対応し、被害児童を守り通し、加害児童には毅然とした態度で指導する。被害児童には、継続的なケアを、加害児童には、継続的な指導及び支援を行う。

【児童の取組】 児童会を中心にいじめ撲滅や命の大切さについて呼びかけたり、子ども同士で悩みを聞き合う活動等を行う。

【保護者の取組】 家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関と連携する。

1 いじめ防止等に対する基本的な考え方

いじめは、人間として絶対に許されない人権に関する問題であり、全ての児童に関するものである。そのため、「いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうる。」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指すものである。

そこで本校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨として、いじめの防止のための対策を行う。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- 組織名称：「いじめ防止対策委員会（心の教育委員会）」
- 構成員：全職員
- 開会時期：毎月1回

3 いじめの定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

(2) いじめ解消の定義

「いじめが解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件を満たしている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 いじめの防止について

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての子どもを対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を実践する。

ア 実践の方向性

- (ア) 学校の教育活動全体を通して、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う取組を推進する。
- (イ) いじめの背景にあるストレスの要因に着目し、その改善を図り、適切に対処できる力を育む取組を推進する。
- (ウ) 未然防止の観点から、全ての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの基盤づくりに努める。

イ 取組内容

- (ア) 職員朝会での生徒指導の共通理解や心の教育委員会の取組
- (イ) 特別活動や児童朝会等によるいじめ防止活動
- (ウ) いじめ問題を考える週間や人権週間での取組
- (エ) 授業参観等における道徳一斉授業の実施
- (オ) 各種研修会への積極的参加

ウ 信頼関係の構築

- (ア) 全教育活動を通して、教児の「何でも話せる」信頼関係の構築に努める。
- (イ) P T A活動や学校行事、日頃の連絡などを通して保護者との信頼関係の構築に努める。
- (ウ) 地域や関係機関と連携を図り、密な情報交換を行う。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し子どもの些細な変化に気付く力を高める取組を推進する。

「いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする」ことを共通認識し、些細なことであっても「いじめではないか」という疑いを持って、早期段階から関わりをもつ。

ア 実践の方向性

(ア) いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する取組に徹する。

(イ) いじめの早期発見のため、定期的に職員朝会で気になる児童や心の教育委員会で話題にし、共通理解の場を設けたり、アンケート調査や教育相談、家庭訪問を実施したりするなど、子どもがいじめを訴えやすい体制を構築するとともに、家庭、地域と連携して子どもを見守る環境づくりに努める。

イ 取組内容

(ア) 無記名アンケートの実施（いじめ問題を考える週間等）

(イ) 児童または保護者との教育相談

(ウ) 日頃の観察や日記等による情報収集

(エ) 職員会議、職員朝会等での情報の共有化

(オ) 職員研修での「いじめ対策必携」の活用

(カ) 学校便り、週報等による学校からの情報発信

(3) いじめに対する措置

いじめがあることが確認された場合、いじめ防止対策委員会を中心に組織で迅速に対応し、被害児童を守り通し、加害児童には毅然とした態度で指導する。被害児童には、継続的なケアを、加害児童には、継続的な指導及び支援を行う。

ア 実践の方向性

(ア) 教職員は、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を確立しておく。

(イ) いじめに対する措置として、いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた子どもを守り通すとともに、いじめた側の子どもの対しては本人の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

イ 取組内容

(ア) いじめ防止対策委員会の早期対応

(イ) 被害・加害児童への適切なケア及び指導（スクールカウンセラー等）

(ウ) 教職員の共通理解、保護者との協力、専門家・警察・福祉関係機関との連携

(エ) 関係学年・学級への集団的指導・支援（いじめをみのがさない・生み出さない）

(オ) ネットいじめへの対応（警察署・法務局等との連携）

(4) 重大事態への対応

重大事態とは、次のような場合を言う。

① 生命、身体または財産等に重大な被害が発生した場合

- ・児童が、自殺を企画した場合
- ・児童が、心身に重大な障害を負った場合
- ・児童が、金品等に重大な被害を被った場合等

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合、目安にかかわらず、学校の判断で迅速に対応する。

(5) 重大事態への対処チャート

市教委への重大事態の発生の第一報 ➡ 市教委が調査の主体判断

※ 学校が調査の主体の場合

重大事態の調査組織を設置

- いじめ防止対策委員会を母体とする。
- 組織の構成については、専門的知識や経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、調査の公平性・中立性を確保する。

事実関係を明確にするための調査の実施

- いじめ行為の事実関係を、網羅的に明確にする。
- 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 事実をしっかり向き合う。

いじめを受けた児童及びその保護者に情報を適切に提供

- 関係者の個人情報に十分に配慮する。
- アンケート調査に先立ち、調査対象の児童や保護者に説明する。

市教育委員会へ調査結果報告

調査結果を踏まえた必要な措置

- 再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- 再発防止に向けた取組の検証を行う。

【関係機関連絡先】

市教育委員会青少年課	2 2 7 - 1 9 7 1	鹿児島市教育相談室	2 2 4 - 1 1 7 9
県警本部 (少年サポートセンター)	2 3 2 - 7 8 6 9	鹿児島南警察署	2 6 9 - 0 1 1 0
喜入交番	3 4 5 - 0 0 1 4	市子ども福祉課	2 1 6 - 1 2 6 0
中央児童相談所	2 6 4 - 3 0 0 3		

(6) 年間計画

4	○基本方針の内容及び年間活動計画の検討	○相談室やS Cの児童生徒，保護者への周知 ○1年生を迎える会 ○いじめ問題を考える週間	○いじめ相談窓口の児童生徒，保護者への周知 ○健康観察，身体測定 ○身体測定	○P T A総会，学級P T Aでの基本方針 ○家庭訪問
5		○情報モラル指導 ○ニコニコ月間への取組		○コミュニティー会議
6	○いじめに関する情報収集	○道徳教育，体験活動の充実	○生活ノート ○心のアンケート	○学校評議員会 ○P T A立哨指導
7		○分かる授業の充実	○教育相談週間	○学校評価（児童・職員・保護者） ○個人懇談会
8				○コミュニティー会議
9	○いじめに関する情報収集 ○対応策の検討	○いじめ問題を考える週間	○身体測定	○P T A立哨指導
10	○校内研修会	○保健指導（命の大切さ）	○心のアンケート	○コミュニティー会議
11		○校長講話 ○校内人権旬間		○県民週間 ○民生委員と語る会
12	○全職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○赤い羽根募金活動		○学校評議員会 ○学校評価（児童・職員・保護者）
1				
2	○自己評価			○コミュニティー会議
3	○学校関係者評価の結果を検証し，「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会		○学校評議員会 ○学校評価（児童・職員・保護者） ○個人懇談会
通年	○心の教育委員会（毎月） ○情報収集，対応策の検討	○全校朝会（校長講話） ○道徳教育，体験活動の充実，分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○生活ノート	○立哨活動